

平成22年度

# 町自連総会資料

八王子市町会自治会連合会

平成22年5月29日 17時

会 場 八王子エルシィ

## 八王子市町会自治会連合会

平成22年度

# 第8回 定期総会次第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議事

第1号議案	平成21年度	事業報告
第2号議案	平成21年度	決算報告
第3号議案	平成21年度	会計監査報告
第4号議案		規程の制定及び改定報告
第5号議案	平成22年度	事業計画(案)
第6号議案	平成22年度	予算(案)
5. 退任町会自治会長に感謝状贈呈
6. 閉会の辞

# 事業報告

自 平成21年4月 1日

至 平成22年3月31日

## I. 総括

八王子市内の町会・自治会・管理組合は、557団体 157,005世帯(平成21年9月現在)が登録されている。そのうち「町自連」は321団体 120,804世帯を擁し、八王子市を代表する町会自治会連合会となっている。

私たち「町自連」活動の基本は、第一に、各单位町会・自治会・管理組合の自主性を尊重、第二に、地区連合会の活動を基準、第三に、地区連合同士の情報交換と、広域にわたる課題の解決に向けた事業を進めていくことになっている。

従って、地区連合会の定例会を通じた地区毎の活動が中心となっているが、未だに軌道に乗っていない地区連合会があることも、厳然たる事実である。

これからはすべての地区連合会で毎月～隔月ごとに定例会が開催されるよう努力することが求められている。

又、私たち「町自連」は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として、行政に対しても「町会・自治会・管理組合の位置づけ等についてしっかりと主張」し、併せて「協力すべきことは協力」することで、「町自連」の主張を行政に活かしてもらうことも積極的に進めている。具体的には、町自連・地区連合会に提起された行政に関わりのある課題や問題点、及び行政からの協力要請等については随時話し合いの場を持ってきている。更に、行政主導の各種審議会・委員会等にも積極的に代表を送り込み「町自連」の主張を反映するべく努力している。

更に、地区連合会を中心とした活動と同時に、「町自連」が全市的な問題の取組みについても活動を推進してきた。主なものは次の通り。

- 1) 活動を広く会員に知って頂くために、平成17年度から広報紙「町自連だより」を年2回発行し、各戸配布することで全会員12万1千世帯に情報の提供を行うと同時に、未加入の町会・自治会・管理組合にも送付し情報の提供を行っている。但し、「紙面」には課題も多く、各戸配布の是非が問われていることも事実である。
- 2) 「IT化」が進む中で情報の発信とともに住民の「声」を聞く体制づくりに、平成18年にホームページ「町自連」をスタートさせると同時に、「地区連合会のホームページ」を立上げて地区連合会活動を支援した。南部・東北部・浅川・元八・川口・加住・由井の7地区で開設したが、その後の広がりにはいたっていない。
- 3) 町会自治会活動の「IT化」に対応するため、NPO団体等の支援を受けてパソコン研修会を週3日間開催すると同時に、受講者から継続の要望が出されたフォローアップ講座も開設した。
- 4) 町会自治会活動に住民が安心して参加できる保証としての「自治会活動保険」

に「町自連」が団体加盟したことで2,000世帯以上の保険料割引が適用されるため、多くの町会自治会が保険に加入できるようになった。

- 5) 平成19年度からスタートした「町自連研修会」は、再度「防災問題」を取り上げて、神戸の被災者で義妹を亡くした“瀬戸利夫”氏を講師に招き「被災者の立場で町会自治会の取り組みは如何あるべきか」を語って頂いた。いちようホール大ホール満席の会場内では、メモを取る姿があちこちに見受けられ成功を収めた。
- 6) 私たち町会自治会活動の支援策として、東京都は平成18年度から「地域の底力再生事業助成」制度で、連合会活動及び単一町会活動を支援している。又、八王子市でも地区連合会活動の支援策として、「町会等地区連合会交流事業補助金」制度を発足させて地区連合会や町会の活性化を支援している。八王子市の支援策は、「町自連」が窓口となって行政と共に協働で推進することとなり、昨年度に続き今年度も9団体で85万円が活用された。この中には、隣接する団地の「自治会づくり」を進める町自連未参加の連合会も含まれている。

私たち「町自連」の活動も一步一步着実に広がりを見せているが、地区連合会活動の活性化推進と、更なる組織拡大を目指して未加入の町会自治会に対して、これからもあらゆる機会を通して「加入の呼びかけ」を行う必要がある。

## 1. 第7回定期総会

5月23日(土)17時～ 八王子エルシィ

出席団体 148団体 委任状 119団体

議事 第1号議案 平成20年度事業報告  
第2号議案 平成20年度収支決算報告  
第3号議案 平成20年度会計監査報告  
第4号議案 規程の制定及び改定報告  
第5号議案 平成21年度事業計画(案)  
第6号議案 平成21年度予算(案)  
第7号議案 役員選出

尚、総会終了後、来賓をお招きして懇親会を開催し、参加者同士がコミュニケーションを図り和やかな雰囲気の中で散会した。

## 2. 研修会

日時 2月24日(水) 13:30～17:00

会場 八王子市芸術文化会館 いちようホール 大ホール

講演 神戸の被災者は語る NPO 法人神戸の絆会員 瀬戸 利夫 氏  
演題 「阪神・淡路大震災の教訓を活かすために」

演奏 創価大学パイオニア吹奏楽団

当日は、申込者が定員をオーバーする等前年に引続き満席の中で開催され、プロジェクターを使った講演は非常にわかりやすく参加者も熱心に聴き入り「メモ」を取る姿があちこちに見受けられる等好評であった。

また、音楽隊の演奏ではなつかしのメロディ等で楽しませてくれた。

### 3. 町会等活動の「IT化」支援策

町会自治会活動の「IT化」を支援するため、行政・民間の協力を得て、次の施策を実施した。

#### (1) パソコン研修会

前年に引続き入門初級講座を週3日間に増やして開催したが、復習・補習を兼ねたフォローアップ講座を受講生の要望に応える形で後期に実施した。今年度の受講生は30名となった。

#### (2) 地区連合会のホームページ支援

地区連合会活動の支援策として、ホームページの開設支援により、7地区の地区連合会ホームページが開設された。併せて一定回数の更新作業についても支援し、地区連合会の活動を公開し支えた。

### 4. 自治会活動保険の加入団体

町会自治会の活動を進める上で、事故等が起きた場合に備えて従来は「行事保険」が活用されていたが、町会自治会活動全般を対象とした保険「自治会活動保険」に「町自連」が団体加入したことで、町自連傘下の町会自治会は団体割引が適用されて保険料が安くなり、7月1日の更新日での加盟数は、113団体・47,331世帯となった。加入された町会自治会で、事故及び損害請求が提出されたのは19件（12月末）でなお通院加療中の方もいる。

### 5. 新年懇親会

1月31日(日) 18:00～ 八王子エルシィ  
懇親会出席者 会員 87名 来賓 20名

### 6. 町会等地区連合会交流事業

八王子市の「町会等地区連合会交流事業」補助金制度は、町会等の地区連合会活動を支援し活性化を目指した新しい制度です。しかも、町自連が業務委託を受けて、補助金の受付～交付決定～精算までの総てを町自連が窓口となって行うこととなり、八王子市に届け出た「町会等連合会」であれば全てが対象となります。

申請受付を2回に分けて行った結果、9地区の連合会に85万円が支給され交流事業が実施された。交付された連合会には、町自連に未加入の鎌水尾根協議会の地域総合防災訓練にも適用されている。

しかし、今回は問題点も明らかとなった。事業を実施する場合年度内に全て完了しなければならないため、特に屋外の事業は、予備日を含めて実施しなければならない。実施日を4月以降に順延することはできないことを前提に日程の設定が必要である。

尚、今回申請された事業は、スポーツ関係で浅川・由木両地区連合会、防災訓練で鎌水尾根協議会、研修会で中央・横山南・横山北・川口・加住・北野各地区連合会となっている。

## 7. 東京都町会連合会について

昨年12月に開催された「天皇陛下御在位二十年東京都慶祝の集い」を契機に、東京都町会連合会から常任理事会の案内を頂き、オブザーバーとして会議に出席するようになった。従来は、区内23区の町会連合会で構成されていたが、多摩地区の連合会にも「呼びかけ」があり参加することとなった。

## II. 会議

### 1. 三役会

定例三役会 ⇒ 毎月第二火曜日

臨時三役会 ⇒ 4月27日(月)、7月25日(土)、9月2日(水)、9月27日(火)、12月11日(金)、

### 2. 役員会

4月14日(火)

#### 1. 関係機関の要請及び依頼事項

- 1) 学生天国への協力依頼・・・・・・・・・・・・・学生委員会
- 2) 税金教室の案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・税務部税制課
- 3) タウンミーティングの協力依頼・・・・・・・・・・・・・広聴広報室
- 4) 介護保険事業計画の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・介護保険課、高齢者支援課
- 5) 美しい八王子をつくる会の件・・・・・・・・・・・・・ごみ減量対策課
- 6) 「地域リーダーアンケート調査」結果について・・・・・協働推進課

#### 2. 平成21年度地区連合会長名簿の件

#### 3. 定期総会について

- 1) 会則改定・規程の制定
- 2) 役員改選の件
- 3) 20年度事業報告の件
- 4) 20年度決算報告の件
- 5) 21年度事業計画・予算(案)の件

#### 4. 平成21年度自治会活動保険の件

- 1) 加入状況及び事故による給付金状況
- 2) 21年度新規加入及び継続加入の募集について

#### 5. 広報委員会より

#### 6. 出向者選任の件

#### 7. 出向者及び地区連合会報告

- 1) 八王子地球温暖化対策検討会
- 2) 町会費に係わる詐取事件の発生について
- 3) 八王子警察署より車上ねらい増加について
- 4) 南大沢警察署開署の件

4月27日（月） 臨時役員会

1. 関係機関の要請及び依頼事項
  - 1) 「みどり公園だより」回覧依頼及び公園の指定管理者について  
・・・・・・・・まちなみ整備部公園課
2. 決算修正報告の件
3. 審議会・委員会等委員の参加状況を総会資料追加について
4. 会則及び規程の改定について
  - 1) 会則の改定（案）について
  - 2) 役員選考委員会規程（案）について
  - 3) 役員選考委員の選出について

5月12日（火）

1. 関係機関の要請及び依頼事項
  - 1) 「日本赤十字社資」募集の協力依頼・・・・・・・・日赤八王子市地区事務局
  - 2) 男女共同参画事業「講演会」への協力依頼・・・男女共同参画課
  - 4) 環境シボジウム他の件・・・・・・・・環境政策課
  - 5) 親切会の件・・・・・・・・協働推進課
2. 平成21年度地区連合会長名簿の件
3. 定期総会について
  - 1) 役員改選の件
  - 2) 当日役割分担の件
4. 平成21年度自治会活動保険の件
5. 広報委員会より依頼事項
6. 出向者選任の件
7. 出向者及び地区連合会報告
  - 1) 健康づくり推進委員会報告
  - 2) 八王子地球温暖化対策検討委員会報告
  - 3) 川口地区産廃施設の件中間報告
  - 4) 八王子まつり協賛依頼
8. その他
  - 1) 秋間新会長候補より会則により田中現会長へ顧問就任を提案

6月9日（火）

1. 関係機関の要請及び依頼事項
  - 1) 社協の会員募集の協力依頼
  - 2) 省エネチャレンジ2009への協力依頼
  - 3) 地デジ対応説明会について
2. 地区連合会長の自己紹介
3. 定期総会について報告
4. 広報委員の件
  - 1) パソコン研修会の件

5. 出向者人事の件
6. 出向者及び地区連合会報告
  - 1) 八王子市地域包括支援センター等運営委員会報告
7. その他
  - 1) 地区連合会へのアンケート実施について
  - 2) 地区連合会総会資料及び町会自治会広報誌の事務局への提供について
  - 3) 資源ごみ個別収集への移行について
  - 4) 都議選等への推薦状発行について、町自連としてこれは行なわない。

7月14日（火）

1. 関係機関の要請及び依頼事項
  - 1) 「不動産街頭無料相談会」回覧依頼・・・・・・・・ 宅建取引業協会八王子支部
  - 2) 「サイエンスフェスタ 2009」開催の回覧依頼・・東京工業高等専門学校
  - 3) 「小中学校適正配置推進計画」について・・・・ 教育委員会指導部
  - 4) 「夏休み子どもを取り巻く事故・犯罪ゼロ作戦」について・・・・  
・・・・・・・・暮らしの安全安心課
2. 防災・防犯マップ作成の協力について(株)ゼンリンより説明
3. 自治会活動賠償責任保険加入状況について
4. 平成21年度会費徴収の件
5. 地区交流事業補助金申請受付の件
6. 平成21年度町会自治会長名簿配布の件
7. 事務局員職務規程の改定（案）
8. 広報委員会より
  - 1) 「町自連だより」9号発行の件
  - 2) 地区広報委員選出の件
9. 出向者人事の件
  - 1) 甲州街道景観検討委員会 委員4名委嘱
  - 2) 68回国体八王子市準備委員会委員に会長指名
  - 3) 八王子市環境推進会議委員1名委嘱
  - 4) 八王子市単位老人クラブ活性化検討委員会委員1名委嘱
10. 出向者及び地区連合会報告
  - 1) 第4回八王子市まちづくり審議会委員会報告
  - 2) 八王子市社会福祉協議会理事会報告
11. その他
  - 1) 「社会を明るくする運動八王子市実施委員会」への負担金の件
  - 2) 「八王子いちようまつり」後援依頼の件
  - 3) 「八王子まつり」協賛金徴収の件
  - 4) 南部地区連合会拡大広報委員より町自連ホームページについて提言

8月11日（火）

1. 関係機関の要請及び依頼事項



- 1) 「八王子まつり」協力へのお礼・・・・・・・・・・八王子まつり実行委員会
- 2) 「不動産街頭無料相談会」開催の回覧依頼・・・宅建取引業協会八王子支部
- 3) 「省エネチャレンジ 2009」参加お礼について・・環境政策課
- 4) 「マイバックの日」取り組みについて・・・・・・・・・・ごみ減量対策課
2. 地区連絡費支給の件
3. 地区連合会のあり方について
  - 1) 委嘱状発行について
  - 2) 地区連合会定例会議開催について
4. 年間計画について
5. 役員研修会の件
6. 町自連研修会の件
7. 広報委員会より
  - 1) 「町自連だより」9号は9月1日発行・発送、10号以降回覧形式に変更する。
  - 2) 地区広報委員名簿の件
8. 出向者人事の件
  - 1) 八王子市斜面緑地保全委員会委員 1名
  - 2) 八王子市市街化区域土地利用基本方針検討委員会委員 1名
9. 出向者及び地区連合会報告
  - 1) 八王子市地域包括支援センター等運営協議会報告
  - 2) 八王子市男女共同参画施策推進委員会報告
  - 3) 八王子市単位老人クラブ活性化検討会報告
  - 4) 浅川地区八王子 JCT 圏央道八王子南 IC に関する報告
10. その他
  - 1) 21 年度パソコン研修会前期開催の件
  - 2) ノートパソコン購入の件
  - 3) 回覧板製作の件
  - 4) 20 年度以前の町会自治会長名簿返却の件
  - 5) 地区交流事業補助金第一次申請応募の件
  - 6) 地区連合会総会資料及び会則等提出の件
  - 7) 新旧連合会長歓送迎会の件

9月8日（火）

1. 関係機関の要請及び依頼事項
  - 1) 「住宅火災警報器」共同購入について・・・・・・・・・・ホーチキ(株)
  - 2) レアメタル(希少金属)資源化の件・・・・・・・・・・ごみ減量対策課
  - 3) 家具転倒防止器具支給の件・・・・・・・・・・生活安全部防災課
  - 4) 環境映画と講演会について・・・・・・・・・・環境政策
  - 5) 「秋の全国交通安全運動」後援の件
2. 「交流事業補助金」第一次応募者審査の件
3. 運営組織(専門部)創設の件
  - 1) 総務・広報・事業部の3専門部設置の規程(案)について

- 2) 専門部の人員配置について
4. 年間計画について
5. 役員研修会の件
6. 広報委員会報告
7. 出向者人事の件
  - 1) 八王子市高齢者在宅サービスセンター長房指定管理者選定委員会委員 1名の推薦
  - 2) 八王子市災害時要介護者支援推進連絡会委員 2名の推薦
8. 出向者報告
  - 1) 社会福祉協議会、歳末助け合い募金配分検討委員会報告
  - 2) 全関東夢街道駅伝実行委員会報告
  - 3) 学童保育所指定管理者選定委員会報告
  - 4) 社会福祉協議会報告
9. その他
  - 1) 地区連合会の活動実態調査アンケートの件

10月13日（火）

1. 関係機関の要請及び依頼事項
  - 1) 「不動産街頭無料相談会」回覧依頼・・・・・・・・全日本不動産協会多摩南支部
  - 2) タウンミーティング報告・・・・・・・・・・ 広聴広報室
  - 2) 第2回景観市民懇談会開催の件・・・・・・・・都市計画室
  - 3) 全関東八王子夢街道駅伝競走大会の件・・・・・・・・実行委員会事務局
  - 4) 廃プラスチック資源化拡大及び資源物個別回収について・ごみ減量対策課
2. 地区連合会実態調査中間報告
3. 町自連の活性化について
4. 専門部会報告
  - 1) 事業部報告
    - ① 研修会について
    - ② 後期パソコン研修会募集について
  - 2) 広報部報告
    - ① 広報紙について
  - 3) 総務部報告
 

定期総会 22年5月29日開催
5. 出向者人事の件
  - 1) 八王子市自転車駐車問題対策協議会委員 3名の推薦について
  - 2) 八王子いちょう祭り祭典委員会副会長 1名の推薦について
  - 3) 八王子市中心市街地活性化基本計画策定委員会委員 1名の推薦について
6. 出向者報告
  - 1) 八王子市地域包括支援センター運営協議会報告
7. 地区連合会報告
  - 1) 川口地区産廃処分施設建設反対について
8. その他

季刊「まち・むら」を地区連合会長への配布について

11月10日(火)

1. 関係機関からの要請・依頼事項
  - 1) 「ガスパール・カサド国際チェロ・コンクール」  
ポスター・掲示依頼・・・・・・・・・・実行委員会
  - 2) 下水道接続支援制度の説明・・・・・・・・・・下水道課
  - 3) レアメタルリサイクルモデル事業の件・・・・・・・・・・ごみ減量対策課
2. 地区連合会実態調査の件
3. 21年度「町会等地区連合会交流事業補助金」申請書審査の件
4. 専門部報告
  - 1) 事業部報告
    - ① 役員研修会の件
    - ② 町自連研修会の件
    - ③ パソコン研修会後期受講生募集結果報告
  - 2) 広報部報告
5. 出向者報告
  - 1) 八王子親切会表彰式の件
  - 2) こども政策推進協議会報告
6. 地区連合会報告
  - 1) 地球温暖化対策啓発映画会開催の件・・・・・・・・中央地区連合会
  - 2) 元横地区「ふれあい交流会」報告・・・・・・・・元横地区連合会
7. 機器貸出規程(案)の件

12月8日(火)

1. 関係機関からの要請・依頼事項
  - 1) 「ちよこっと共済」のポスター掲示依頼の件・・・・・・・・暮らしの安全安心課
  - 2) 「学生と市長のふれあいトーク」の協力依頼・・・・・・・・学園都市文化課
  - 3) 国勢調査の協力依頼の件・・・・・・・・・・総務課統計担当
  - 4) 温暖化啓発イベントの件・・・・・・・・・・環境政策課
2. 地区連合会実態調査の件
3. 地区連合会活性化の件
4. 専門部報告
  - 1) 事業部
    - ① 役員研修会会計報告
    - ② 町自連研修会の件
    - ③ 新年懇親会の件
  - 2) 広報部
    - ① 地区広報部会報告
5. 出向者報告
  - 1) 八王子市みどりの基本検討会報告

- 2) 八王子市市街化区域土地利用基本方針検討委員会報告
- 3) 八王子市中心市街地活性化基本計画策定委員会報告
- 4) 八王子市地域包括支援センター等運営協議会報告
- 6. 機器貸出規程(案)の件
- 7. 後援名義使用申請の件
- 8. 新年懇親会の招待者の件

1月12日(火)

- 1. 関係機関からの要請・依頼事項
  - 1) 町会費詐欺事件について・・・・・・・・・・協働推進課
  - 2) 「確定申告」について・・・・・・・・・・八王子税務署
  - 3) 「健康づくり活動発表会」の件・・・・・・はちおうじ健康づくり推進協議会
  - 4) 「民生児童委員」任期更新の件・・・・・・・・健康福祉総務課
  - 5) 「八王子市」立看板緊急調査依頼の件・・・・交通事業課
  - 6) 「げんきフォーラム」開催のお知らせポスター掲示依頼・・広聴広報室
- 2. 老人クラブに関するアンケート調査依頼の件
- 3. 専門部報告
  - 1) 事業部報告
    - ① 新年懇親会の件
    - ② 町自連研修会の件
  - 2) 総務部報告
    - ① 定期総会開催日予定 5月29日
- 4. 出向者人事の件
  - 1) 「八王子市外国人市民会議」委員の推薦
- 5. 出向者報告
  - 1) 八王子市地域包括支援センター等運営協議会報告
- 6. その他
  - 1) 東京都町会連合会との意見交換会報告

2月9日(火)

- 1. 関係機関からの要請・依頼事項
  - 1) 住宅火災警報器義務化の件・・・・・・・・・・八王子消防署生活安全担当
  - 2) 「地デジ普及推進」ポスター掲示の件・・・・・・IT推進室
  - 3) プラスチック資源化拡大及び戸別回収の件・・ごみ減量課
  - 4) 「八王子浅川子どもの水辺協議会」の件・・・・水循環室水行担当
  - 5) 「八王子市保険福祉センター利用案内」について・・
    - ・・・・・・・・東浅川保険福祉センター
  - 6) 「立看板緊急調査依頼」に関する補足説明の件・・交通事業課
  - 7) 民生児童委員の改選について・・・・・・・・健康福祉総務課・民児協会長
- 2. 東京都町会連合会（都町連）について
- 3. 専門部報告

- 1) 事業部
  - ① 新年懇親会決算報告
  - ② 町自連研修会の件
- 2) 広報部
  - ① 地区広報部会報告
  - ② 「町自連だより」発行について
4. 出向者人事の件
  - 1) 男女共同参画施策推進委員会委員の推薦
  - 2) 東京都赤十字協賛委員支部協議会委員の推薦
  - 3) 認知症高齢者ネットワーク会議委員の推薦
  - 4) 八王子市住宅マスタープラン策定市民委員会委員の推薦
5. 出向者報告
  - 1) 廃プラスチック中間処理施設調査研究調査会報告
  - 2) 市街化区域土地利用基本計画検討委員会報告
  - 3) 地域包括支援センター等運営協議会報告
  - 4) 21年度げんきフォーラム・防災講演会参加報告
  - 5) 市民企画事業補助金審査委員会報告

3月9日(火)

1. 関係機関からの要請・依頼事項
  - 1) 「学生天国」ポスター掲示協力の件・・・学生委員会委員長
  - 2) 民生児童委員の「高齢者調査」協力の件・・・社会福祉協議会
  - 3) 「景観市民フォーラム」開催の件・・・都市計画課
  - 4) 「タウンミーティング」日程の件・・・広聴広報室
  - 5) 東京都「地域の底力再生事業助成」の件・・・都生活文化スポーツ局
2. 専門部報告
  - 1) 事業部
    - ① 町自連研修会の報告
  - 2) 広報部
    - ① 「町自連だより」発行について
  - 3) 総務部
    - ① 定期総会について
3. 都町連(東京都町会連合会)報告
4. 出向者人事の件
  - 1) 談合監視委員会委員の推薦
5. 出向者報告
  - 1) 八王子市障害者計画策定委員会報告
  - 2) 八王子市地域福祉推進計画策定委員会報告
  - 3) 八王子市地域包括支援センター等運営協議会報告
6. 地区連合会報告
  - 1) 加住地区連合会報告

# 平成21年度 決算報告書

自 平成21年4月 1日  
至 平成22年3月31日

収入総額 9,595,560円  
支出総額 8,724,571円  
差引残高 870,989円

収入の部 差額欄の△は予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	会費	2,440,000	2,407,940	△ 32,060	24地区 120,397世帯
2	特別会費	2,000,000	1,921,000	△ 79,000	総会后懇親会(912千円)新年懇親会(857千円)役員研修会
3	補助金	3,600,000	3,600,000	0	市＝360万円
4	広告収入	280,000	220,000	△ 60,000	町自連だより
5	保険手数料	230,000	230,000	0	自治会活動保険取扱手数料
6	雑収入	658,832	385,452	△ 273,380	受取利息1,152円 パソコン研修受講料ほか
	小計	9,208,832	8,764,392	△ 444,440	
7	前年度繰越金	831,168	831,168	0	
	合計	10,040,000	9,595,560	△ 444,440	

支出の部 差額欄の△は予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	総会費	1,000,000	1,130,120	130,120	懇親会980,270円
2	事業費	1,790,000	1,421,570	△ 368,430	新年懇親会811,670円、パソコン研修講師料他
3	地区交流費	1,000,000	851,526	△ 148,474	町会等地区連合会交流事業補助金
4	活動費	30,000	1,500	△ 28,500	
5	研修費	890,000	587,087	△ 302,913	役員研修会・防災研修会
6	広報費	1,480,000	1,284,255	△ 195,745	町自連だより
7	連絡費	160,000	160,500	500	地区連合会内の連絡費
8	会議費	60,000	49,000	△ 11,000	
9	通信・配送費	760,000	786,237	26,237	町自連だより送料含む
10	事務費	540,000	433,415	△ 106,585	
11	人件費	1,460,000	1,372,120	△ 87,880	
12	渉外費	200,000	249,000	49,000	
13	慶弔費	50,000	25,000	△ 25,000	
14	交通費	30,000	9,140	△ 20,860	
15	備品設備費	160,000	183,520	23,520	データ通信用パソコン他
16	未払い金	170,000	170,000	0	交流事業補助金返還分
17	雑費	5,000	10,581	5,581	振替手数料他
	小計	9,785,000	8,724,571	△ 1,060,429	
18	予備費	255,000	0	△ 255,000	
19	次期繰越金	0	870,989	870,989	交流事業補助金返還分含む
	合計	10,040,000	9,595,560	△ 444,440	

## 特別会計決算書

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別積立金	1,500,000	0	0	1,500,000	郵貯定額預金(利息は一般会計)
2	自治会活動保険	239,516	5,758,185	5,685,724	311,977	期中増には利息165円含む
	合計	1,739,516	5,758,185	5,685,724	1,811,977	

繰越金明細  
 預金 774,378 ⇒ みずほ 636,086円 郵貯 138,292円  
 現金 96,611  
 合計 870,989 円 ⇒ 交流事業補助金返還分 148,474円含む

前記の通り決算報告いたします。

会長 秋間 利久



会計 渡辺 良治



前記の会計収支について、監査の結果相違ないことを認めます。

平成22年4月15日

監事 田中 泰慶



監事 山崎 勲介 印



# 規程の制定及び改定の報告

## 【専門部規程】

(目的)

第1条 この規程は、会務を円滑に行うため、会則第8条に基づく専門部について定める。

(専門部)

第2条 会務を円滑に遂行するため、次の専門部を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 事業部

(職務分掌)

第3条 各部の職務分掌は以下の通りとする。但し、事務局は各専門部の事務局も兼ねるものとする。

(1) 総務部

広報部及び事業部に関わる部分を除き、総会・総会後の懇親会等、その他会務全般の運営に関わる。

(2) 広報部

広報紙「町自連だより」・回覧「広報 町自連」の発行、ホームページ「町自連」の管理運営を担当するほか情報管理及び広報活動全般を担当する。

- ① 地区連合会長の下に地区広報部員を置く。
- ② 地区広報部員は、地区の広報担当として地区連合会長を補佐する。
- ③ 地区の情報は、地区連合会長を通して広報部に提供する。

(3) 事業部

研修会・懇親会等事業の他、事業に関連するその他事項全般を担当する。

(担当)

第4条 専門部は、副会長が責任者として担当し、その他三役及び地区連合会長は、何れかの専門部に所属して役割を分担する。

(その他)

第5条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成21年9月8日に制定し即日施行する。

1. この規程は、平成22年5月11日に改正し即日施行する。



## 【事務局員の通勤交通費細則】

(総 則)

第1条 この細則は、事務局員職務規程の第4条6項に基づく通勤交通費について定める。

(通勤交通費)

第2条 通勤交通費は、賃金の支払い時に併せて支払うものとする。

(交通費算出基準)

第3条 通勤費の対象は、片道2km以上とし、算出基準は下記の通りとする。

1. 公共交通機関を利用する場合は実費を支給する。
2. 自転車の場合は、月額2,000円とする。
3. 原付自転車及び二輪自動車の場合
  - (1) 2～3km ⇒ 月額 2,000円
  - (2) 3～6km ⇒ 月額 3,000円
  - (3) 6～9km ⇒ 月額 4,500円
  - (4) 9～12km ⇒ 月額 6,000円
  - (5) 12～15km ⇒ 月額 7,500円
  - (6) 15～18km ⇒ 月額 8,900円
  - (7) 18～21km ⇒ 月額 10,400円

(その他)

第4条 規格外事項については、役員会で協議する

付則 この細則は、平成21年7月14日に制定し、平成21年4月1日に遡って施行する。

## 平成22年度 事業計画（案）

私たち「町自連」は、八王子市の町会・自治会・管理組合を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を町会・自治会・管理組合の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、第一に単位町会自治会等の自主性を尊重し、第二に地区連合会の活動を基本にして、第三に地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げて、関係機関と協議し改善を図ると同時に親睦を深める活動を展開する。

更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の拡大・強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業に取り組むこととする。

1. 市民の声を行政に届けると同時に行政と連携を図り、協働して事業を推進し、町会自治会活動の活性化を図る。
2. 地区連合会を活性化するために、東京都の「地域の底力再生事業助成」事業及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用し、地区連合会の再編成を含めた地域連携の輪を広げることに努める。
3. 「町自連」の活動を、広報活動を通じて広く周知し、併せて組織強化を図ると共に、未加入の町会・自治会・管理組合にも、積極的に情報を発信し広く加入を呼びかけて組織の拡大強化を図る。
4. 町会自治会等のIT化を行政と協働して推進し、双方向の情報交換ができるように努める。
5. 高齢化社会へ対応し福祉活動を、関係諸団体と連携して推進する。
6. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
7. 交通安全・防犯・防火防災等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
8. 青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。

## 【今年度の重点事業】

町自連の基本的立場8項目に対し、今年度の重点事業は下記の通りとする。

### 1. 組織の拡大強化

- (1) 地区連合会活動について、毎月又は隔月毎の定例会開催を定着させ、地区連合会活動の活性化に努める。
- (2) 地区連合会活動を活性化させるために、東京都の「地域の底力再生事業助成」事業の補助金及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用し、推進する。
- (3) 町自連に参加していない、他の連合組織に働きかける。
- (4) 各地区連合会でも、未加入町会自治会等に働きかける。

### 2. 市民との情報交換の活発化とそのための手段の検討

- (1) 紙ベースの広報紙「町自連だより」及び電子ベースのホームページ「町自連(ちようじれん)」を通して、双方向の情報交換を図る。
- (2) 身近な地域の情報を発信するため、地区連合会の掲示板的なホームページの充実を図る。
- (3) 情報発信の体制作りとして、広報部及び地区広報部の充実強化を図る。
- (4) 町会自治会活動のIT化支援策として、「パソコン研修会」を引続き開催する。

### 3. 町会自治会活動に、住民が安心して参加できるように「自治会活動賠償責任保険」の普及に努める。具体的には、町自連が団体加盟したことで、傘下の町会自治会は、全て保険料の団体割引が適用され負担軽減となる。

### 4. 「ゆめおりファンド」に参加

八王子市と八王子市市民活動協議会が協働運営している「ゆめおりファンド」は、企業の社会貢献活動として備品等を供給し地域活動団体に提供するもので、町会自治会の窓口として受け付けると共に、供給の窓口となることである。少しでも町会自治会の資機材の提供に役立てればと新たに取組むものである。

### 5. 東京都町会連合会について

今年から、オブザーバー出席している「東京都町会連合会」について、他の行政単位の連合会との意見交換等も必要かと考えられるので、加盟することで東京都等の行政情報及び他の連合会情報等をタイムリーに得ることで、連携を強化して町自連の活動に活用していきたい。

# 平成22年度 予算(案)

自 平成22年4月 1日  
至 平成23年3月31日

## 収入の部

差額欄の△は前年予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	前年予算額	前年比	摘要
1	会費	2,420,000	2,440,000	△ 20,000	24地区 121,000世帯
2	特別会費	1,960,000	2,000,000	△ 40,000	総会懇親会840、新年懇親会800、役員研修320
3	市補助金	3,400,000	3,600,000	△ 200,000	指定事業への補助金
4	広告収入	240,000	280,000	△ 40,000	町自連だより
5	自治会保険手数料	300,000	230,000	70,000	平成21年度手数料振替
6	雑収入	609,011	658,832	△ 49,821	パソコン研修受講料、端数調整
	小計	8,929,011	9,208,832	△ 279,821	
7	前年度繰越金	870,989	831,168	39,821	
	合計	9,800,000	10,040,000	△ 240,000	

## 支出の部

差額欄の△は前年予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	前年予算額	前年比	摘要
1	総会費	1,000,000	1,000,000	0	資料他160千円、懇親会840千円
2	事業費	1,640,000	1,790,000	△ 150,000	新年懇親会800千円、パソコン研修会840千円
3	地区交流費	1,000,000	1,000,000	0	
4	活動費	30,000	30,000	0	部会等飲み物
5	研修費	900,000	890,000	10,000	
6	広報費	1,700,000	1,480,000	220,000	町自連だより及びホームページ
7	連絡費	160,000	160,000	0	地区連合会内の連絡費
8	会議費	60,000	60,000	0	
9	通信・配送費	820,000	760,000	60,000	町自連だより送料及びインターネット費用
10	事務費	460,000	540,000	△ 80,000	
11	人件費	1,400,000	1,460,000	△ 60,000	事務局関係費用
12	渉外費	200,000	200,000	0	
13	慶弔費	50,000	50,000	0	
14	役員交通費	30,000	30,000	0	
15	備品設備費	70,000	160,000	△ 90,000	地区ホームページ立ち上げ費用他
16	八王子市返戻金	148,474	170,000	△ 21,526	平成21年度交流事業補助金残返戻分
17	雑費	6,526	5,000	1,526	
	小計	9,675,000	9,785,000	△ 110,000	
18	予備費	125,000	255,000	△ 130,000	
	合計	9,800,000	10,040,000	△ 240,000	

## 特別会計予算

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別積立金	1,500,000	0	0	1,500,000	郵貯定額預金
2	自治会活動保険	311,977	5,800,000	5,810,000	301,977	52,000世帯
	合計	1,811,977	5,800,000	5,810,000	1,801,977	

保険の期中の増減明細 保険料＝112円×52,000世帯＝5,800,000円×95％＝5,510,000円  
一般会計振替⇒ 300,000円

# 八王子市町会自治会連合会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会と称し、事務所を八王子市元横山町一丁目29番地3号に置く。

(目 的)

第2条 本会は、町会・自治会相互の連絡及び親睦をはかり、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 組織・運営

(構 成)

第3条 本会は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

## 第3章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

## 第4章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |            |       |
|------------|-------|
| (1) 会 長    | 1 名   |
| (2) 副 会 長  | 若干名   |
| (3) 会 計    | 1 名   |
| (4) 監 事    | 2 名   |
| (5) 地区連合会長 | 26名以内 |

(職 務)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 地区連合会長は、会の運営に関する事項を協議する。
- (5) 監事は、会務並びに会計を監査する。

(選 出)

第7条 役員を選出方法は次の通りとする。

- (1) 役員は地区連合会長及びその経験者から選任する。
- (2) 会長及び監事は、別に定める選考委員会で候補者を選考し、役員会に諮ったうえ総会で決定する。
- (3) 副会長及び会計は、会長が推薦し役員会に諮ったうえ総会で決定する。

(専門部)

第8条 会務遂行のため必要に応じて、役員会の合議により専門部を設置することができる。

(任 期)

第9条 役員任期は2年とし再任を妨げない。但し、最長3期6年までとする。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧 問)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会において推薦し会長が委嘱する。

## 第5章 会 議

(会 議)

第11条 会議は、定期総会・臨時総会・役員会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が召集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長はこれを招集しなければならない。

(総 会)

第12条 総会は、町会長・自治会長・管理組合理事長(以下「町会長等」という)を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2. 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 事業報告及び事業計画の審議
  - (2) 決算及び予算の審議
  - (3) 役員を選出
  - (4) 会則の改廃
  - (5) その他重要と認めた事項
3. 総会の議長は、町会長等の中から選出する。
4. 総会はすべて町会長等の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第13条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。
3. 三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(役員会)

第14条 役員会は、会長・副会長・会計・地区連合会長を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 役員会の議長は、会長がその任にあたる。

3. 役員会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

## 第6章 事務局

(事務局)

第15条 会務遂行のため事務局を置く。

(1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。

(2) 事務局は三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長等以外から選任することができる。

## 第7章 会計

第16条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

付則1. この会則は、平成14年6月8日から施行するも、設立年度の役員任期は1年とする。

2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。

3. この会則は、平成21年5月23日から施行する。

# 地区連合会規程

第1条 会則第3条による地区連合会は次の通り区分する。

2. 地区連合会の基準は、5町会以上で2,000世帯以上とする。尚、既存の地区連合会は、基準に沿うよう努めるものとする。

第2条 前条に基づき次の通り設定する。

(1) 中部地区連合会	7	町会・自治会
(2) 東部地区連合会	10	
(3) 元横地区連合会	6	
(4) 東南部地区連合会	6	
(5) 中央部地区連合会	2	
(6) 南部地区連合会	11	
(7) 千人町地区連合会	4	
(8) 西部第一地区連合会	6	
(9) 西部第二地区連合会	3	
(10) 西部第三地区連合会	5	
(11) 西部第四地区連合会	3	
(12) 本町地区連合会	3	
(13) 中央地区連合会	21	
(14) 東北部地区連合会	14	
(15) 浅川地区連合会	22	
(16) 由木地区連合会	19	
(17) 横山南地区連合会	25	
(18) 横山北地区連合会	15	
(19) 元八地区連合会	31	
(20) 恩方地区連合会	31	
(21) 川口地区連合会	18	
(22) 加住地区連合会	14	
(23) 由井地区連合会	22	
(24) 北野地区連合会	23	
町会・自治会数 合計	321	

付則 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. 平成14年9月10日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。
3. 平成16年3月新規加盟脱会集計により修正。
4. 平成17年5月新規加盟脱会集計により修正。
5. 平成18年6月新規加盟脱会集計により修正。
6. この規程は、平成19年4月10日改定。
7. 平成19年5月新規加盟脱会集計により修正。
8. 平成20年5月新規加盟脱会集計により修正。



9. 平成 20 年 6 月新規加入集計により修正。
10. 平成 21 年 5 月分割により修正。
11. 平成 21 年 6 月新規加入集計により修正。
12. 平成 22 年 5 月新規加入により修正

## 会計規程

- 第 1 条 この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。
- 第 2 条 予算書の作成は事業計画を基礎にして、役員会で原案を作成し、総会の議決に付する。
- 第 3 条 出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。
2. 伝票は入金伝票、出金伝票の 2 種類とする。
- 第 4 条 伝票は原則として担当者が起票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。
2. 伝票には領収証又は請求書等の証書類を添付しなければならない。但し、交通費等でその添付が困難な場合はこの限りではない。
- 第 5 条 担当者は、入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。ただし、銀行や郵便局等による振込み入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。
- 第 6 条 担当者は、原則として決裁済みの出金伝票により出金手続きを行う。
2. 会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡すことができる。
- 第 7 条 会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。
- 第 8 条 郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。
2. 預金通帳は、会計名義で作成し管理する。
- 第 9 条 会計は、伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、収支計算書を作成しなければならない。
2. 会計帳簿には、伝票番号・金額・摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。
- 第 10 条 会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、役員会に付議して決算書を作成する。
2. 会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない。
  3. 決算書の監査を受けた後、役員会で確認し定期総会の議決に付する。
- 第 11 条 監査は原則として年 1 回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行うことができる。
2. 監事は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。
- 第 12 条 監事は、監査の都度役員会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。
- 付則 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

# 分担金規程

第1条 会則第16条に基づく町会・自治会の分担金は総会において決定する。

2. 1世帯あたり年額20円とする。

第2条 前条の分担金の算出は、当該年度の「八王子市町会等事務交付金交付申請」の世帯割額の世帯数とする。

第3条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会毎に、まとめて郵便振替で8月末日までに納入する。

付則 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. 平成16年5月11日改正5月30日承認

3. 平成17年5月10日改正

4. 平成20年8月12日改正平成21年度より適用する。

# 役員選考委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会則第8条第1項第2号に定める、会長及び監事の選出について、地域の意思を反映させ公平且つ妥当性を確立し、候補者を選出するために設ける役員選考委員会（以下「選考委員会」という）について定める。

(設置・解散)

第2条 選考委員会は総会前に設置し、総会にて役員選出後解散する。

(構成)

第3条 選考委員会は、三役及び監事を除く地区連合会長の中から選任された7名によって構成する。

2. 選考委員会には、委員長及び副委員長を置く。

3. 委員長は、会務を統括する。

4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった場合はその職務を代理する。

(会議)

第4条 選考委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2. 役員候補の選考にあたっては、委員の過半数の出席で成立し、出席者の全員一致が望ましいが、過半数の賛成を以て議決することができる。

(推薦)

第5条 選考委員会で選任された候補者は、役員会に報告し役員会の承認を得た上で、総会に提案しなければならない。

付則 この規程は、平成21年4月27日から施行する。

# 専門部規程

## (目 的)

第1条 この規程は、会務を円滑に行うため、会則第8条に基づく専門部について定める。

## (専門部)

第2条 会務を円滑に遂行するため、次の専門部を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 事業部

## (職務分掌)

第3条 各部の職務分掌は以下の通りとする。但し、事務局は各専門部の事務局も兼ねるものとする。

- (1) 総務部  
広報部及び事業部に関わる部分を除き、総会・総会後の懇親会等、その他会務全般の運営に関わる。
- (2) 広報部  
広報紙「町自連だより」、回覧「広報 町自連」の発行、ホームページ「町自連」の管理運営を担当するほか情報管理及び広報活動全般を担当する。
  - ① 地区連合会長の下に地区広報部員を置く。
  - ② 地区広報部員は、地区の広報担当として地区連合会長を補佐する。
  - ③ 地区の情報は、地区連合会長を通して広報部に提供する。
- (3) 事業部  
研修会・懇親会等事業の他、事業に関連するその他事項全般を担当する。

## (担 当)

第4条 専門部は、副会長が責任者として担当し、その他三役及び地区連合会長は、何れかの専門部に所属して役割を分担する。

## (その他)

第5条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成21年9月8日に制定し即日施行する。

2. この規程は、平成22年5月11日改正し即日施行する。

# 弔慰金規程

第1条 本会の町会長・自治会長・管理組合理事長及びその配偶者が次に該当するときには、見舞金あるいは香典・花輪を贈ることができる。

第2条 町会長・自治会長・管理組合理事長の見舞金および弔慰金の内容は次の通りとする。

(1) 不慮の災害による現居住家屋の焼失又は損壊の場合は、損害の程度により役員会で協議の上見舞い金額を決定する。但し、緊急を要すると会長が認めたときは事後報告に代えることができる。

(2) 死亡の場合は、1万円の香典及び花輪1基。

第3条 町会長等の配偶者が死亡した時の香典は1万円とする。

第4条 連絡方法については次の通りとする。

(1) 当該町会・自治会は、地区連合会長に連絡をする。

(2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。

(3) 事務局長は、三役に連絡し指示を受ける。

付則 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. この規程は、平成19年3月13日改正

## 表彰規程

第1条 本会の地区連合会長・町会長・自治会長が次に該当するときには、役員会の決定に基づき表彰することができる。

第2条 表彰の基準は次の通りとする。

(1) 地区連合会長・町会長・自治会長を4年以上勤め退任した者。

(2) 本会の運営に特に功労のあった者。

第3条 表彰の内容は次の通りとする。

(1) 感謝状及び記念品を贈呈する。

第4条 連絡方法については次の通りとする。

(1) 当該町会・自治会は、年度末までに就任・退任年月日を明示し、地区連合会長に報告する。

(2) 地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。

(3) 会長は、年度始めの役員会に名簿を提出し、表彰の承認を受けるものとする。

第5条 表彰は、原則として定期総会に行うものとする。

付則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

# 事務局員職務規程

## (総 則)

第1条 この規程は、会則第15条に基づき事務局について定める。

## (事務局)

第2条 事務局には、事務局長及び事務局員を置くことができる。

## (事務局長)

第3条 事務局長は、会則第15条に基づき三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

2. 事務局長は、会長の指示により事務一切をつかさどる。
3. 事務局長は、原則ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し役員会で決定する。

## (事務局員)

第4条 事務局員を雇用するときは、会長が行う書類審査と面接結果に基づき三役会で検討・決定し役員会に報告する。

2. 採用が決定した者は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。
3. 勤務は、原則として毎週月～金曜日の5日間、午前9時～12時までの3時間とする。他に三役会・役員会にも出席するものとする。但し、祝日及び年末年始は休日とする。
4. 会が行う事業・行事にはボランティア活動となるが、出席するものとし実費費用は会の負担とする。
5. パソコン研修会等及び委員会等に出席した場合は、実費弁償として一定額を支給する。その額は、別途三役会で検討し役員会で決定する。
6. 賃金は、三役会で検討し役員会で決定する。毎月月末締めで翌月15日に支払うものとする。尚、通勤交通費は別に定める細則に基き支給する。

## (雇用期間)

第5条 事務局員の雇用期間は、一年を超えない範囲としその終期は3月31日とする。尚、会長が必要と認めるときは、雇用期間を更新することができる。

## (勤 務)

第6条 事務局員は、八王子市町会自治会事務所に勤務し、会長及び事務局長の指示により誠実に事務局の職務を遂行する。

2. 八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。
3. 町自連、関係機関等の機密を他に漏らさないこと。
4. 職務を遂行するにあたって、知り得た個人情報等の漏洩防止のために、次に挙げる事項について遵守しなければならない。
  - (1) 知り得た情報を第三者に漏らしたり、私的に利用してはならない。退職後も同様とする。
  - (2) パソコン等から取得できる個人情報等については、コピー、プリントアウト、その他複製及び他のパソコンやネットワークにデータ送信等をしてはならない。

(臨時事務局員)

第7条 職務の都合上、会長が三役会に諮り臨時の事務局員を置くことができる。この場合、業務一回当り実費弁償として実費を支払うものとする。その額は別途三役会で検討し役員会で決定する。

(その他)

第8条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成18年9月12日に制定し、平成18年7月1日に遡って施行する。

2. 平成19年7月10日改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。

3. 平成20年4月8日改正し、平成20年4月1日に遡って施行する。

## 事務局員の通勤交通費細則

(総 則)

第1条 この細則は、事務局員職務規程の第4条6項に基づく通勤交通費について定める。

(通勤交通費)

第2条 通勤交通費は、賃金の支払い時に併せて支払うものとする。

(交通費算出基準)

第3条 通勤費の対象は、片道2km以上とし、算出基準は下記の通りとする。

1. 公共交通機関を利用する場合は実費を支給する。

2. 自転車の場合は、月額2,000円とする。

3. 原付自転車及び二輪自動車の場合

(1) 2～3km ⇒ 月額 2,000円

(2) 3～6km ⇒ 月額 3,000円

(3) 6～9km ⇒ 月額 4,500円

(4) 9～12km ⇒ 月額 6,000円

(5) 12～15km ⇒ 月額 7,500円

(6) 15～18km ⇒ 月額 8,900円

(7) 18～21km ⇒ 月額 10,400円

(その他)

第4条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則 この細則は、平成21年7月14日に制定し、平成21年4月1日に遡って施行する。

# 広告の取扱規程

## (目 的)

第1条 この規程は、当会が作成する広報紙等に掲載する広告の取扱について定め、併せて町会自治会活動に必要で適正な情報の提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

## (広告掲載の対象物)

第2条 会員への情報提供に資する印刷物及び電子情報等は、広告掲載に努めるものとする。但し、役員会が広告掲載を妥当でないとするものは、広告掲載の対象から除外する。

## (掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、地区連合会及び町会・自治会等の活動を支援するためのものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 印刷物等の公共性・中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 政治・宗教・個人の宣伝に係わるもの。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (4) その他、役員会が「掲載する広告として妥当でない」と認めたもの。

## (広告の掲載順序)

第4条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次の通りとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの。
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業。
- (3) (1)及び(2)に掲げる以外の私企業及び自営業。
- (4) その他、掲載する広告として妥当と役員会で認めるもの。

## (広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として次の通りとする。

- (1) 「町自連だより」は、一面を除いて広報委員会が指定する位置。
- (2) ホームページは、広報委員会が指定する位置。
- (3) その他、役員会が指定する位置。

## (広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等も勘案し広報委員会で決定するものとする。

## (掲載希望者の募集)

第7条 広報紙及びホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2. 前項に係わらず、第4条に定める団体に対し、広告掲載の案内をすることができる。

## (広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書(別紙様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申込みものとする。

## (広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の申込書を受理したときは、広報委員会に諮り第3条に基づく掲載の可否を決定する。尚、掲載枠を超える応募があった場合は抽選とする。

2. 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別紙様式)するものとする。

3. 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という)は、速やかに広告の版下原稿を提出すること。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定通知後指定する期日までに、一括納入するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2. 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 会長は、印刷物等の編集・発行上支障があるとき又は指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、もしくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

(その他)

第14条 規格外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成18年10月10日に制定し、即日施行する。

2. 平成19年7月10日改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。

## ホームページのメンテナンス規程

(目的)

第1条 この規程は、地区連合会及び町会自治会のホームページの開設及びメンテナンスを、町自連が関わる場合の費用について定める。

(対象)

第2条 この規程の対象は、ホームページ「町自連」の回線を使って行うものを対象とし、外部リンクするものは対象外とする。

(開設費用)

第3条 町自連で設定したモデルを使用する場合の当該団体の製作費用は、20,000円とする。尚、地区連合会の場合は町自連の負担とする。

(メンテナンス費用)

第4条 開設したホームページの内容を更新する時の当該団体のメンテナンス費用は、下記の通りとする。尚、作業を自前で行う場合には作業費用は不要となる。

- (1) 立会い費用 1,500円/回
- (2) 作業費用 3,000円/回

2. 地区連合会の場合は、年間4回まで町自連の負担とする。

(容量)

第5条 一回当たりのメンテナンス容量は、A4(写真込)換算で5枚以内とする。尚、多い場合は



別途相談することとする。

(保存期間)

第5条 内容の保存期間は、最長一年間とする。

付則 この規程は、平成20年4月8日に制定し、即日施行する。

2. 平成20年8月12日に改定し、即日施行する。

## ホームページの倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町自連ホームページ(町自連=ちょうじれん)・地区連合会ホームページの作成及び更新のほか、地区連合会及び各町会自治会のホームページをリンクする場合の遵守すべき基準について定める。

(目的)

第2条 ホームページは、八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の役員会が設置した広報委員会の責任の下に、傘下の町会自治会をはじめ八王子市民に対して、人々の交流・親睦をはじめ安全・福祉・健康等更なる増進強化を図り、町会自治会活動の活性化を図るための、情報発信のツールとして活用することを目的とする。

(広報委員会の権限)

第3条 広報委員会では、ホームページに掲載する内容が、前条の目的に沿うものであることの確認を行い、目的を逸脱し公序良俗に反すると判断した場合は、掲載しないものとする。

(リンクの禁止)

第4条 第2条に定める目的から逸脱するところのリンクの設定は禁止する。

(掲載の禁止事項)

第5条 以下の項目については、ホームページに掲載することを禁止する。

1. 役員会で未承認事項
2. 第三者への誹謗・中傷
3. わいせつな画像・文章
4. 著作権を侵害するような記事
5. 暴力を助長するような記事
6. 特定の宗教・政治団体を支持し、又は反対すること。
7. システムの破壊及び正常な運営の妨害につながる情報の掲示
8. 人権侵害や名誉毀損等、法律に触れる内容を含むもの
9. その他不適切な内容を含む記事

(その他)

第6条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成20年11月11日に制定し即日施行する。

# 町会等地区連合会交流事業補助金交付規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、町会自治会等の連合団体である地区連合団体が実施する交流事業に対し、八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)が、当該年度において予算の範囲で交付する補助金について、必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 町会等地区連合会の交流事業を推進し、地域活動の活性化に資することを目的とする。  
(地区連合会)

第3条 この規程における「地区連合会」とは、町自連に届け出た町会・自治会・管理組合のほか、地域を中心として複数で構成されたもので、自主的かつ民主的に組織し運営されていて市に届出済みの団体をいう。更に、単位町会等間の親睦と融和及び地域福祉の向上を図るため、各種の公共性のある活動を行っている団体をいう。

## (交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、町会活性化のため、地区連合会の交流事業としてふさわしい内容のもので、年1回とする。

## (対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次の通りとする。

- ① 報償費(講師謝礼等) ② 借上げ費(会場・バス等) ③ 印刷費 ④ 交通費
- ⑤ 教材等購入費 ⑥ 通信運搬費 ⑦ その他会長が特に認めた経費

## (算定基準)

第6条 補助金の額は、1地区連合会につき10万円以内とする。

## (交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする地区連合会は、交付申請書(第3号様式)に事業計画書等の関係書類を添えて、指定する期日前までに会長に提出するものとする。

## (交付決定)

第8条 会長は、前条の交付申請を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

## (補助金の交付)

第9条 補助金の交付については、前条に定める交付決定通知の後、申請者からの請求に基づき30日以内に行うものとする。

## (補助金の経理と実績報告)

第10条 補助金は、地区連合会の会計に繰り入れた上、第6条に定める事業費として使用しなければならない。

- 2. 交流事業が完了したときは、完了後1ヶ月以内に事業に要した費用の実績報告書(第5号様式)を収支決算書等の関係書類とともに提出しなければならない。

## (補助金の額の決定)

第11条 前条第2項の実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第 12 条 次の各号に該当する場合は、会長は、補助金の交付を取消し、または既に交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金をその目的に反して使用したとき。
- (2) その他この規程に違反したとき。

(補助金に関する調査)

第 13 条 会長は、補助金の交付について必要と認めるときは、地区連合会に対し、交流事業関係書類及び補助金の経理に関する書類を提出させ、または実地に調査することができる。

付則 この規程は、平成 20 年 4 月 8 日制定し、平成 20 年 4 月 1 日に遡って施行する。

2. 平成 20 年 11 月 11 日に改定し、即日施行する。